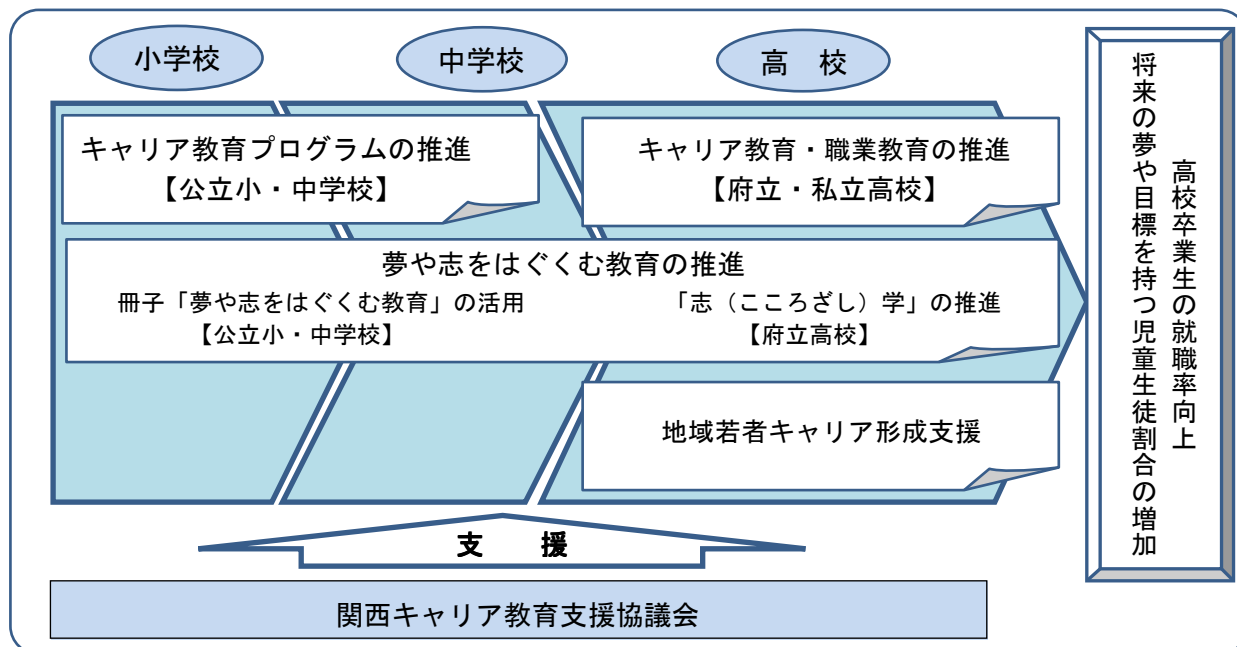


基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

重点取組⑳

夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ

◇キャリア教育の推進



【事業概要】

小・中学校においては、「大阪府キャリア教育プログラム」を活用した研修会の実施や先進事例の収集・発信等により、各中学校区でのキャリア教育全体指導計画の作成を支援し、地域や校種間連携による小・中9年間を通じたキャリア教育プログラムの実践を促進する。また、冊子「夢や志をはぐくむ教育」の学校での活用を促進するため、道徳教育推進教師や初任者教員、指導主事を対象に研修等を行う。

高校においては、専門学校や企業、外部人材と連携して、職業適性診断や職業体験、インターンシップなど、各校の生徒のニーズに応じたキャリア教育・職業教育プログラムを実践し、生徒の勤労観・職業観の醸成や「社会人基礎力」の習得を支援するとともに、すべての府立高校において、「志（こころざし）学」を教育課程に位置付け、その推進を図る。

さらに、産業界等で構成する関西キャリア教育支援協議会と連携し、職場体験や職場見学、社会人講師等の派遣により、体験活動の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<p>【公立小・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キャリア教育の進め方サポートブック」を活用した「大阪府キャリア教育プログラム」の活用普及 ・冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活用状況（H23）小 615 校（99.0%）、中 276 校（94.8%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、担当指導主事を対象としたキャリア教育に係る研修の実施 年 1 回 ・各中学校区における全体指導計画の作成率 100%の達成 ・キャリア教育を評価測定する指標の作成と評価活動の充実 ・公立の全小・中学校において「夢や志をはぐくむ教育」を活用
<p>【高校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立高校全体で「志（こころざし）学」の実施（平成 23 年度～） ・「実践的キャリア教育・職業教育」支援事業推進校を指定 府立 58 校、私立 14 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・「志（こころざし）学」実践事例集の作成 ・府立・私立の高校におけるキャリア教育の推進

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<p>【公立小・中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育研修の実施 ・キャリア教育を評価測定する指標の作成 ・「夢や志をはぐくむ教育」の活用 	<p>指標に基づく評価測定の普及</p>			<p>評価測定に基づく分析</p>
<p>【高校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムを実践（72 校で実践） ・事業の検証 ・事業再構築の検討 ・「志（こころざし）学」の府立高校全校での実施 	<p>事業再構築に基づいたキャリア教育の推進</p>			
	<p>研修成果発表会実施</p>			<p>実践事例集作成</p>

◇地域と連携した体験活動の推進

【事業概要】

放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、子どもの体験・交流活動等を地域社会全体で推進する。

また、大阪の自然や文化など様々な資源を活用して、子どもたちに体験活動の場を提供する。(里山体験、農業体験、環境学習、文化体験など)

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
【里山体験】 ・大阪府民の森ほりご園地(里山の自然学校 紀泉わいわい村)年間利用者数 26,383 人 (H25.2 時点 ※大人含む) 【環境学習】 ・水生生物センター来場者数 3,558 人 (H23 ※大人含む) 【文化を通じた次世代育成に関する事業】 ・子どもや青少年が、芸術や文化に親しみ、参加・表現する機会の充実	【里山体験】 ・大阪府民の森ほりご園地(里山の自然学校 紀泉わいわい村)年間利用者数 32,000 人 (H25~ ※大人含む) 【環境学習】 ・水生生物センター来場者数 4,000 名 (※大人含む) 【文化を通じた次世代育成に関する事業】 ・専門家の見識を活かし、民間の創意あふれる取り組みや自立的な活動を支援し、機会を充実

◇子どもの発達段階に応じた読書環境の充実

【事業概要】

就学前においては、幼稚園や保育所等における子どもの読書活動に関わる好事例の収集・発信や就学前読書活動フォーラム等により、保護者等に対し読書活動の大切さや意義について啓発を進める。

学校教育段階においては、公立図書館と学校図書館との連携、ボランティアと学校図書館との連携に関わる好事例の収集・発信を行うとともに、公立図書館の子どもの読書活動担当者会の開催等により、子どもの読書環境づくりを推進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・授業以外で本を読んだり、借りたりするために、学校や地域の図書館へ週に 1~3 回程度行く子どもの割合 小学校：9.8%（全国 17.8%） 中学校：6.1%（全国 8.9%） ・ボランティアを活用している学校の割合 小学校 76% 中学校 24%（H22） ・公立図書館と連携を実施している学校の割合 小学校 84%、中学校 39%（H22） ・保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取り組みをしている公立の幼稚園・保育所の割合(政令市含む) 幼稚園 74%、保育所 79%（H21）	・授業以外で本を読んだり、借りたりするために、学校や地域の図書館へ週に 1~3 回程度行く子どもの割合 小学校・中学校とも全国平均以上にする ・ボランティアを活用している学校の割合 小学校 100% 中学校 100% ・公立図書館と連携を実施している学校の割合 小学校 100%、中学校 100% ・保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本の紹介、おすすめ絵本のリストの作成・配布などの取り組みをしている公立の幼稚園・保育所の割合(政令市含む) 幼稚園 100%、保育所 100%

◇近現代史をはじめとした歴史に関する教育の実施

【事業概要】

「地理・歴史」の科目や「志（こころざし）学」において、近現代史を含む我が国や大阪の歴史に関する教育を推進する。その際、各学校においては、学習した内容が確実に定着するよう、教科等の指導における工夫・改善に取り組む。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
「地理・歴史」で近現代史の教育を実施	（府立高校） 「地理・歴史」や「志（こころざし）学」で近現代史を含む我が国や大阪の歴史に関する教育を推進

◇歴史・文化にふれる機会の拡大

【事業概要】

☞府立博物館の活用

「出かける博物館」事業として、小・中・高校等に対する出前授業や教員向け研修会等における講演、教材としての文化財資料パッケージの貸し出し、文化財をめぐる校外学習の実施等、文化財と府立博物館の学校教育における有効活用を図る。

☞世界文化遺産登録に向けた取組の推進

仁徳陵古墳、応神陵古墳を含む百舌鳥・古市古墳群について、世界文化遺産登録に向けた取組みを進めるとともに、大阪の文化財の代表として学校教育への活用を図る。

☞人形浄瑠璃文楽の青少年への普及

府内の学校教員に対して、文楽鑑賞の機会を提供し、学校教育の場での大阪の無形文化財の魅力を伝える素地を養成する。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 25 年度以降）
【博物館の活用】 弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館を利用した小・中学生数 30,298 人	毎年度、小・中学校の両博物館利用者 3 万人以上
【世界文化遺産の登録】 ・百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議の開催 ・百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議の開催	世界文化遺産登録に向けた取組みの推進 学校教育への活用 世界文化遺産への登録（H27）
【人形浄瑠璃文楽】 ・国立文楽劇場の青少年向け文楽公演等により文楽にふれた青少年の数 合計 19,945 人	・国立文楽劇場の青少年向け文楽公演等により文楽にふれた青少年の数 合計 21,000 人（H26）

◇民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進

【事業概要】

学習指導要領に基づき、「社会」や「公民」をはじめとする教科指導を実施するとともに、「夢や志をはぐくむ教育」や「志（こころざし）学」の充実により、児童・生徒が社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質や能力を身に付け、社会に主体的に参画しよりよい社会を創っていこうとする意欲や態度をはぐくむ。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
公立小中学校：総合的な学習の時間における冊子 「夢や志をはぐくむ教育」の活用	公立小中学校：全校において「夢や志をはぐくむ教育」を活用
府立高校：「志（こころざし）学」の実施	府立高校：「志（こころざし）学」の充実及び 実践事例集作成

◇道徳教育の推進

【事業概要】

中学校区における道徳教育に関する公開講座の開催や「道徳の時間」の授業参観の実施等により、保護者、地域と連携して道徳教育を推進する。また、市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事や校内で道徳教育を推進する立場にある道徳教育推進教師を対象に研修会を開催する。

高校においては、小・中学校における道徳教育の内容を踏まえつつ、各校の先進的な取り組みを共有しすべての府立高校へ展開するために、毎年、研究発表会を開催するとともに、その事例を集約した事例集を作成する。また、毎年、すべての府立高校に対して重点目標を中心とした全体計画の作成を求め、PDCA サイクルを踏まえた取り組みの展開を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
（公立小中学校） ・小中学校における道徳の時間の公開の割合 86.2%（785 校）	・小中学校における道徳の時間の公開の割合 100%
（府立学校） ・高校における道徳教育の全体計画作成（H22～）	・道徳教育における実践事例集作成

◇「こころの再生」府民運動の推進

【事業概要】

「生命、人としての尊厳を大切に」「互いを思いやる」「感謝する」「努力する」「公共のルールやマナーを守る」など、社会や時代がどんなに変わっても決して忘れてはならない大切な「こころ」を改めて確認し、一人ひとりの行動を見つめ直し、日々の暮らしの中でできることから実践することを呼びかける「こころの再生」府民運動を推進する。

そのため、「道徳の時間」その他の学校の教育活動を通じて5つのこころの育成やあいさつ運動を推進できるよう、啓発媒体の作成・配布、情報発信を行い学校を支援する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・子どもの「こころの再生」府民運動の認知度 35.9%	・子どもの「こころの再生」府民運動の認知度 50%
・「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取り組み （あいさつ運動を含む）を実施している学校の割合 100%	・「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえた取り組み （あいさつ運動を含む）を実施している学校の割合 100%

◇非行防止・犯罪被害防止に向けた取組み

【事業概要】

府の総合治安対策を踏まえ、犯罪への正しい理解や規範意識の醸成を図るとともに、犯罪に巻き込まれないための対応などを身に付けてもらえるよう、非行防止・犯罪被害防止教室の開催等による未然防止に努めるとともに、小・中学校と少年サポートセンターをはじめとした関係機関による連携ネットワークの強化を図る。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 97.3%（604 校）	非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 100%（621 校）

◇人権教育の推進

【事業概要】

人権教育のための教材集・資料の有効活用の促進を図るとともに、活用について実践報告会を開催し、その成果を実践事例集としてまとめ、研修や報告会等を通じて各学校における人権教育の一層の充実を図る。

また、研究校を指定し、児童・生徒の豊かな人権感覚の涵養と人権意識の高揚のための効果的な指導方法等に関する調査研究を行うとともに、その成果を実践事例集としてまとめ、研究成果の普及を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
（小中学校） ・人権教育教材集を活用した研修の実施	・人権教育教材集を活用した研修を継続して実施（H25～） ・人権教育教材集等の改訂（H25） ・人権教育に係る実践事例集の作成（H26）
（府立高校） ・「人権教育 COMPASS」活用率 61.0%（H23 実績）	・「人権教育 COMPASS」活用率の向上

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人権教育教材集・資料の改訂	人権教育に係る実践事例集の作成	人権教育教材集等の活用促進		→
研究学校事業による調査研究				→
「人権教育 COMPASS」の活用推進 →				

◇国際理解教育等の推進

【事業概要】

国際化が進展する中であって、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力を育成するため、国際交流事業や海外の学校との姉妹校提携等の取組みを推進する。

在日外国人教育のための資料集「違いを認め合い 共に生きるために」の活用促進を図り、在日外国人児童・生徒が自らの誇りや自覚を高め、自主活動を通じて、本名を使用できる環境の醸成に努める等、指導を一層工夫・改善する。

また、帰国・渡日児童・生徒に対しては、小・中学校への日本語指導対応加配教員の配置や、府立高校への教育サポーターや専門員の派遣、学校生活・進路情報等の多言語での提供など、学習・進路支援や就学支援等の充実を通じて、多文化共生の取組みを推進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<p>【国際交流事業・海外の学校との姉妹校提携】 （府立高校）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際交流事業 <ul style="list-style-type: none"> 外国への修学旅行実施（H23）：24 校 外国からの教育旅行の受入れ（H23）：43 校 外国人留学生の受入れ（3か月以上）（H23）：21 校 海外の学校との姉妹校提携（H24）：31 校 	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流事業を全校で実施 海外の学校との姉妹校提携：50 校に拡大
<p>【在日外国人教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校における「在日外国人教育のための資料集」の活用普及 府立高校における「在日外国人教育のための資料集」の活用率 89.6% 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における「在日外国人教育のための資料集」活用を引き続き推進 府立高校における「在日外国人教育のための資料集」の活用率 100%
<p>【帰国・渡日児童・生徒への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導対応加配教員の配置（小中）76 名 教育サポーター登録者数 405 名 派遣回数 662 回（12 月現在） 多言語による進路サポート情報 8 言語 担当教員研修（小中） 2 回（124 名） （高校） 2 回（40 名） 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導対応加配教員を引き続き配置（小中） 教育サポーター登録者数の増加 派遣回数の増加 多言語による進路サポート情報 10 言語 担当教員研修の充実

◇障がい理解教育・福祉教育の推進

【事業概要】

公立の小・中学校については、教員研修等において、障がい理解教育の指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障がい教育の充実のために」や福祉教育指導資料集「ぬくもり」の活用を促進する。

府立高校においては、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、福祉施設へのボランティア体験を広げ、生徒の福祉マインドの醸成を図る。

また、認知症高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高校生向け標準教材を開発し、市町村福祉部局等が各学校と連携して実施する認知症サポーター（キッズサポーター）講座の開催を支援する。児童・生徒等の障がいに対する理解の促進を図るため、「大阪ふれあいおりがみ」を配布するとともに、「心の輪を広げる体験作文」・「障がい者週間のポスター」を公募し、作品集を学校等に配布する。

さらに、教職員の障がい等に関する理解や認識を深め、学校の効果的な実践を共有するため幼・小・中・高校・支援学校対象の研修会を実施する。

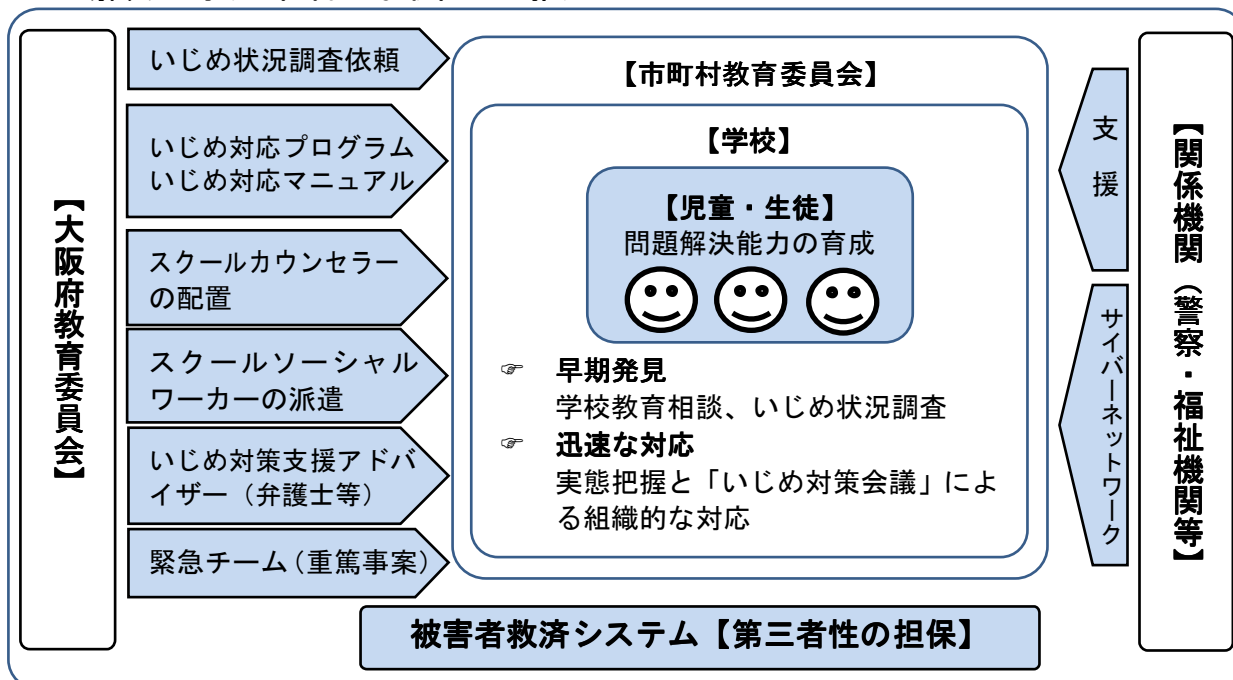
【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 25 年度～）
<ul style="list-style-type: none">・全公立小・中・高校の全学級で障がい理解教育を実施・全公立小・中・高校で障がい理解教育の指導計画を作成・幼・小・中・高校・支援学校対象の研修を実施・府立高校における体験活動に重点をおいた福祉教育の実施状況 89.9%	<ul style="list-style-type: none">・全公立小・中・高校の全学級で障がい理解教育を引き続き実施・全公立小・中・高校で障がい理解教育の指導計画を作成・幼・小・中・高校・支援学校対象の研修を引き続き実施・全府立高校で体験活動に重点をおいた福祉教育の実施・小・中・高校ごとの認知症理解のための標準教材を開発

重点取組②

いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化

◇いじめ解決に向けた総合的な取組みの推進



【事業概要】

教員への研修等を通じて「いじめ対応プログラムⅡ」の普及を図り、子ども自身の問題解決能力を育成する。

また、スクールカウンセラー（臨床心理士）を全公立中学校に配置し、学校での教育相談体制の充実を図るとともに、全小・中学校を対象に年3回のいじめ状況調査を実施し、的確な実態把握と早期対応の推進を図る。

校長のリーダーシップによる迅速な対応を図るため、「いじめ対応プログラムⅠ」「いじめ対応マニュアル」の活用を推進するとともに、弁護士等専門家をアドバイザーとして市町村教育委員会や学校へ派遣し、事案解決に向けた市町村教育委員会・学校の対応力を高める。

重篤な事案に対しては、校長OBや弁護士等からなる「緊急支援チーム」を派遣し、市町村教育委員会や福祉・警察機関等と連携した支援を行う。

また、インターネット上のいじめについては、府警察本部や公共機関、民間機関と連携し、市町村教育委員会とともに児童・生徒を携帯・インターネット上の被害から守るための日常的な連携体制である「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
<ul style="list-style-type: none"> 緊急支援チームの派遣回数 子ども支援…44ケース 学校体制支援…支援校80校、支援回数804回 H23年度 いじめの解消率(小71.9%、中79.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急支援チームの派遣による市町村教育委員会、学校の対応力向上 いじめの解消率 100%

◇児童・生徒等に対する学校相談体制の充実

【事業概要】

スクールカウンセラー（臨床心理士）を全公立中学校に配置し、併せて中学校区内の小学校における教育相談を実施することにより、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教員への助言・援助等を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none">・府内全中学校にスクールカウンセラーを配置・いじめ・暴力行為等の予防に関するプログラム作成	<ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラーによる中学校区での教育相談体制の充実・全スクールカウンセラーによるプログラム実施と実践事例集の作成

◇福祉や警察など関係機関の連携による取組みの推進

【事業概要】

学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを市町村教育委員会に派遣し、児童・生徒に対する福祉的観点からのアセスメントやプランニング等の支援を行うとともに、効果的な連携のあり方について教員研修を行うなど、福祉関係機関等との連携ネットワークの充実を図る。

さらに、少年非行や暴力行為をはじめとする生徒指導上の課題に対し、非行防止・犯罪被害防止教室の開催等による未然防止に努めるとともに、小・中学校と少年サポートセンター等関係機関による連携ネットワークの強化を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
政令市・中核市を除く全市町村教育委員会にスクールソーシャルワーカーを派遣	市町村教育委員会の体制や状況に応じたスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの派遣
非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 97.3%（604 校）	非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 100%（621 校）

◇不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進

【事業概要】

不登校の未然防止に向け、こども支援コーディネーターやスクールカウンセラーを活用したきめ細かな相談を行うとともに、各市町村及び校内における不登校対策会議の開催を促進する。

また、長期にわたり欠席状態が継続している児童・生徒の学校復帰に向け、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家及び教育支援センター（適応指導教室）が緊密に連携し、児童・生徒の状況に応じた支援に努める。

さらに、高校生等を対象として、不登校・中退を予防し、自立を支援するための拠点を設置し、コミュニケーション訓練や登校支援、生徒や保護者との面談、就学・就労等に向けた学習支援を行う。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
・不登校対策会議の設置状況 全市町村 全小・中学校 ・H23 年度 不登校児童・生徒数 8,535 人	・不登校対策会議を引き続き設置 全市町村 全小・中学校 ・不登校児童・生徒の減少 全国水準以下

◇私立学校における児童・生徒への支援・相談の取組みの促進【再掲】

【事業概要】

府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」等を情報提供し、その活用を促すなど、私立学校や私学団体に対して、いじめへの対応に関する研修などの取組みを働きかけ、支援する。

また、私学団体による相談窓口の運営のほか、私立学校に対して、スクールカウンセラーの配置など、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取組みを求めていく。

（「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照）

◇中学校における生徒指導体制の強化

【事業概要】

国の加配定数を活用して、こども支援コーディネーターの拡充等、校内における生徒指導の核として、学校全体の指導体制の充実と関係機関との連携による総合的な問題解決機能の向上を図る。

また、教員の生徒指導に関する力量の向上を図るため、生徒との適切な関わり方や、警察などの関係機関との連携のあり方、小・中・高・支援学校間の連携等について、実践的な研修を実施する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・こども支援コーディネーターの配置 115 校 ・こども支援コーディネーター研修会 3 回 ・生徒会担当教員連絡協議会 2 回 ・全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会 1 回	・こども支援コーディネーターの拡充 ・生徒指導に係る計画的な教員研修の実施 ・全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会実施

◇教員の人権感覚の育成【一部再掲】

【事業概要】

重大な人権侵害である児童・生徒に対する体罰等が起こることのないよう、「体罰防止マニュアル（改訂版）」「不祥事予防に向けて（改訂版）」等の活用推進や、教員研修の充実を図る。

（「基本方針 6：教員の力とやる気を高めます」参照）

◇運動部活動指導者の資質向上

【事業概要】

運動部活動指導者を対象に、大学教授や実績のある指導者等を招聘し適切な部活動指導の在り方について研修を実施することにより、部活動指導者の資質向上と府立高校の適切な部活動の活性化を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・指導者を対象に研修を実施	・すべての府立学校を対象とした研修を実施 (H25・26 年度)

◇府立高校体育科教員に対する支援

【事業概要】

体育科（大塚・摂津）の教員に対し、選手実績・指導実績のあるスポーツ分野の外部人材から専門的・先進的な視点での指導助言や評価等を得ることにより、指導内容・指導方法の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
—	・体育科教員への支援を実施

◇体罰等に関する相談体制の整備

【事業概要】

児童・生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる窓口の設置等、校内体制を整備する。また、「被害者救済システム」の活用など第三者性を活かし、被害を受けた子どもの立場に立った解決・救済を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
<ul style="list-style-type: none">・各校における教育相談体制の点検と周知・「被害者救済システム」の活用	<ul style="list-style-type: none">・各校における教育相談体制を引き続き整備・「被害者救済システム」を引き続き活用

◇私立学校における体罰等の防止への対応【再掲】

【事業概要】

体罰等の防止について、府教育委員会作成の「体罰防止マニュアル（改訂版）」「不祥事予防に向けて（改訂版）」等を情報提供し、その活用を促すなど、私立学校や私学団体に対して教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取組みを働きかけ、支援する。

また、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、民間の相談機関等と連携した取組みなど、私立学校に適切な対応を求めていく。

（「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照）